

証券コード 8068
2019年4月3日

株 主 各 位

東京都中央区築地一丁目12番22号
菱洋エレクトロ株式会社
代表取締役社長 中 村 守 孝

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記の要領により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2019年4月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年4月25日(木曜日)午前10時(午前9時受付開始)
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール(時事通信ビル2階)
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期(2018年2月1日から2019年1月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期(2018年2月1日から2019年1月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 議決権の行使について
次頁【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(アドレス <https://www.ryoyo.co.jp>)

※当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。

何卒、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権の行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）
* 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2019年4月24日（水曜日）午後5時30分まで受け付けておりますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使について

- ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 郵送とインターネットにより議決権を行使された場合には、インターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ④ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

添付書類

事業報告

(自 2018年2月1日)
(至 2019年1月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年2月1日～2019年1月31日）における国内経済は、企業収益の改善を背景に緩やかな回復基調が継続したものの、海外の政治・経済情勢への懸念や金融市場の変動などの影響を受け、先行きに対して慎重な見方が強まりつつあります。

当社グループの属するエレクトロニクス業界におきましては、自動車や産業分野などを中心にAIやIoTを活用した技術の実用化に向けた取り組みが加速し、市場の拡大や企業のIT関連投資の増加が続いた一方、米中貿易摩擦の長期化による影響を懸念する動きも広がっており、分野によって好不調の入り混じった状況となりました。

当連結会計年度の売上高は、937億99百万円（前期比1.7%増）、営業利益は12億57百万円（前期比400.1%増）、経常利益は14億74百万円（前期比241.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億20百万円（前期比379.5%増）となり、利益面では前期より在庫評価損等が減少したことから、それぞれ大幅増益となりました。

売上高の品目別の概況は次のとおりです。

（半導体/デバイス）

売上高は499億6百万円で、前期より10億18百万円（2.0%）減少しました。

これは、半導体メーカーの政策変更によりPC周辺機器向け半導体が減少したためです。

（ICT/ソリューション）

売上高は438億93百万円で、前期より25億83百万円（6.3%）増加しました。

これは、主にパソコン用ソフトウェアやAI・Deep Learning用途商材が増加したためです。

品 目	第 58 期 (2018年1月期)		第 59 期 (当連結会計年度) (2019年1月期)		増 減 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
半 導 体 / デ バ イ ス	百万円 50,925	% 55.2	百万円 49,906	% 53.2	% △2.0
I C T / ソ リ ュ ー シ ョ ン	41,309	44.8	43,893	46.8	6.3
合 計	92,234	100.0	93,799	100.0	1.7

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第56期 (2016年1月期)	第57期 (2017年1月期)	第58期 (2018年1月期)	第59期 (当連結会計年度) (2019年1月期)
売上高	112,332	98,417	92,234	93,799
経常利益	1,096	1,545	432	1,474
親会社株主に帰属する 当期純利益	743	822	212	1,020
1株当たり当期純利益	30円00銭	33円54銭	8円68銭	41円61銭
総資産	76,865	77,973	78,111	75,948
純資産	63,921	64,859	64,404	62,208
1株当たり純資産額	2,591円70銭	2,644円10銭	2,625円65銭	2,531円90銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
リョーヨーセミコン株式会社	100百万円	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.	8,000千 シンガポールドル	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千 ホンコンドル	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
菱洋電子（上海）有限公司	47,539千 人民元	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.	140,000千 ルピー	※ 100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション

(注) 1. ※印は子会社による所有を含む比率を表示しております。

2. RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.については、2018年11月に20,000千ルピーの増資を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のエレクトロニクス業界の見通しにつきましては、AIやIoT技術の実用化に向けた動きが広まる中、第5世代移動通信システム（5G）の商用化を見据え、一層の取り組みの加速や新たなデバイス・サービスの登場が期待されます。

このような環境の下、当社グループは高付加価値型企業への変革を目指し、今回策定いたしました3ヶ年ビジネスプランにおいて、以下の項目を戦略の骨子として取り組んでまいります。

<商社本業の再構築>

顧客を理解し「顧客が望むもの（情報・サービスを含む）」を、望む「時」に、望む「量」、望む「質」、望む「価格」で届けるという商社に求められる「商いの基本」を追求し、既存顧客との関係強化および新たな顧客の獲得につなげてまいります。

<Only RYOYOへの挑戦>

ものづくり（設計開発）の機能を強化し、商社本業の機能と連結することにより、既存製品と当社独自の技術・ソリューションを組み合わせた付加価値（Only RYOYO）の創出を加速してまいります。

既に取り組みを強化している研究開発活動の成果として、2019年1月には当社グループ初となる特許（音声認識システム及び音声認識装置に係る発明）を取得しており、今後もOnly RYOYOの源泉となる要素技術の開発を進めてまいります。

<経営インフラの充実>

ビジネスプロセスの見直しや積極的なIT投資により営業生産性の最大化を追求すると共に、経営の健全性・透明性を保つガバナンス体制の強化、社員1人1人が健全な競争意識を持ち、社会環境の変化に対応した働き方を実現する人事制度の整備を行うことにより、企業価値向上に向けて当社グループ一丸となって取り組む体制づくりを進めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2019年1月31日現在)

当社グループでは、「半導体/デバイス」と「ICT/ソリューション」の販売を主たる事業としております。それぞれの事業における主な取扱商品は次のとおりであります。

【半導体/デバイス】

(半導体) ……………マイクロプロセッサ、マイコン、システムLSI、パワーデバイス、
メモリー、LED素子、レーザーダイオード、各種センサー等

(デバイス) ……………液晶パネル、液晶モジュール、密着イメージセンサー等

【ICT/ソリューション】

(ICT) ……………サーバー、ストレージ、ワークステーション、パソコン、タブレット、
ソフトウェア、ディスプレイモニター、プリンター、プロッター、
プロジェクター、ネットワークシステム、保守サービス等

(ソリューション) …セキュリティ、省エネルギー、電子決済、クラウド、各種サービス等

(6) 主要な事業所 (2019年1月31日現在)

菱洋エレクトロ株式会社 (当社)	本社	東京都中央区築地一丁目12番22号
	支店	仙台、松本、大宮、八王子、横浜、名古屋、大阪
	営業所	京都、福岡
	サテライト オフィス	郡山
リョーヨーセミコン株式会社 (子会社)	本社	東京都中央区築地一丁目12番22号
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD. (子会社)	本社	シンガポール共和国
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED (子会社)	本社	中華人民共和国
菱洋電子(上海)有限公司 (子会社)	本社	中華人民共和国
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD. (子会社)	本社	インド

(7) 使用人の状況 (2019年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
526名	+16名

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
478名	+26名	44.2歳	16.3年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年1月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年1月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 119,628,800株 |
| ② 発行済株式の総数 | 26,800,000株 |
| ③ 株主数 | 7,010名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
CGML PB CLIENT ACCOUNT /COLLATERAL	3,863	15.76
三 菱 電 機 株 式 会 社	2,246	9.16
エ ス ・ エ ッ チ ・ シ ー 有 限 会 社	2,118	8.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,858	7.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,165	4.75
株 式 会 社 シ ー プ 商 会	523	2.13
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	409	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	391	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	335	1.37
S S B T C C L I E N T O M N I B U S ACCOUNT	288	1.18

(注) 持株比率は自己株式 (2,278,591株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要は以下のとおりです。

名 称	菱洋エレクトロ株式会社 第1回 新株予約権	菱洋エレクトロ株式会社 第2回 新株予約権	菱洋エレクトロ株式会社 第3回 新株予約権
新株予約権の総数	530個 (新株予約権1個につき100株)	340個 (新株予約権1個につき100株)	760個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の割当ての対象者及びその人数	当社取締役 2名 (うち社外取締役 -)	当社取締役 2名 (うち社外取締役 -)	当社取締役 6名 (うち社外取締役 -)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 53,000株	当社普通株式 34,000株	当社普通株式 76,000株
新株予約権の払込金額 (発行価額)	新株予約権1個当たり58,300円 (1株当たり583円) (注1)	新株予約権1個当たり57,800円 (1株当たり578円) (注1)	新株予約権1個当たり95,400円 (1株当たり954円) (注1)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注2)	(注2)	(注2)
新株予約権を行使することができる期間	2012年5月31日から 2052年5月30日まで	2013年9月28日から 2053年9月27日まで	2019年2月1日から 2059年1月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)	(注3)

- (注) 1. 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額とが相殺される。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小川 賢八郎	
代表取締役社長	中村 守孝	
取締役相談役	大内 孝好	
取締役上席執行役員	田辺 正昭	ICT第一事業本部管掌、ICT第二事業本部管掌
取締役上席執行役員	脇 清	経営戦略室管掌、管理本部管掌、CSR部管掌、管理本部長
取締役上席執行役員	玉越 義紹	半導体・デバイス事業本部管掌、半導体・デバイス事業本部長
取締役	早川 吉春	
取締役	中原 都実子	
常勤監査役	堀切 豊	
監査役	木村 良二	
監査役	野辺 地勉	
監査役	秋山 和美	

- (注) 1. 取締役のうち、早川吉春氏及び中原都実子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、木村良二氏、野辺地 勉氏及び秋山和美氏は、社外監査役であります。
3. 菊次伸夫氏は、2018年4月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任により退任いたしました。
4. 常勤監査役堀切 豊氏、監査役野辺地 勉氏及び監査役秋山和美氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役堀切 豊氏は、当社の管理本部及び経営戦略室における長年の経験を有しております。
 - ・監査役野辺地 勉氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役秋山和美氏は、財務省における長年の経験を有しております。
5. 監査役木村良二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役早川吉春氏及び中原都実子氏、並びに監査役木村良二氏、野辺地 勉氏及び秋山和美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2018年4月26日開催の取締役会決議により、同日付けで中村守孝氏は代表取締役社長に、大内孝好氏は取締役相談役にそれぞれ就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	208百万円 (16百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	33百万円 (18百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (5名)	241百万円 (34百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年4月25日開催の第48回定時株主総会において年額280百万円以内(ただし、使用人分は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、2012年4月26日開催の第52回定時株主総会において、ストック・オプションのための報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年4月27日開催の第57回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には、2018年4月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 早川吉春	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地及び経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
取締役 中原都実子	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 木村良二	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 野辺地 勉	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 秋山和美	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。長年の財務省における勤務で培われた見識に基づき意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役早川吉春氏及び中原都実子氏並びに社外監査役木村良二氏、野辺地 勉氏及び秋山和美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額または8百万円のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、収益認識に関する会計基準に係るアドバイザリー業務に対し、対価を支払っております。

④ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための基準として「リョーヨーグループ行動規範」を制定している。
 - その徹底を図るため、CSR部が当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括している。
 - ・内部統制システムの整備が重要な経営課題であると認識し「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」を定め、適正な組織経営の確保を図っている。
 - ・取締役は定期的開催される取締役会によって相互に業務執行状況を監視している。
 - ・監査部は各部門の業務の妥当性と効率性を適時チェックするとともに、CSR部と連携してコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役及び監査役に報告される。
 - ・法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段として「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」を設置している。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては毅然とした態度で臨み、警察や専門の弁護士とも緊密に連携をとり、一切の関係を遮断している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」に従い保存及び管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、品質、為替、財務報告等に係るリスクについては、各所管部門において、リスク管理責任者がリスク管理の適正な体制を整備する。万が一、リスクが顕在化した場合、各所管部門は、リスク管理責任者の指揮のもと、損害の発生を最小限に止めるために迅速かつ適切な対応を採る。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定（子会社に関する重要事項を含む。）に際し、十分な議論の上での確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう取締役の人数を適正な規模とすることでその機能を高めている。
 - ・経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を分離し、代表取締役社長と執行役員による機動的な業務執行を可能とする体制としている。
 - ・取締役および執行役員の指名、報酬の客観性を高めるため、半数以上を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会を設置し、審議結果を取締役に答申している。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・「国内子会社管理規程」「海外子会社管理規程」を定め、子会社に対し財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図っている。
 - ・金融商品取引法の定めに従い財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、内部統制システムを整備し、その有効性を定期的に評価している。
 - ・CSR部は当社グループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善等を指導する。
 - ・監査部は当社グループ各社に対し定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ・監査部は「業務分掌規程」に基づき、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、その職務に関して独立性を確保するために取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事項、経営の重要事項、内部監査状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。
 - ・監査役へ報告を行った当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求したときは、当該監査役職務執行に必要でない認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて専門の弁護士、会計監査人から監査業務に関する助言を受ける。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み
 - ・取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み
 - ・監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明されています。
 - ・取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。
- ③ 業務の適正の確保に関する取り組み
 - ・内部監査部門である監査部は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。
 - ・法律上疑義のある行為について当社グループの使用人が直接情報提供を行う手段としての「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」の通報窓口にて、経営から独立した社外の通報窓口（社外の弁護士）を設置しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表

(2019年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,523	流動負債	11,523
現金及び預金	13,416	支払手形及び買掛金	10,092
受取手形及び売掛金	25,585	未払法人税等	126
有価証券	544	未払消費税等	248
商品及び製品	12,124	賞与引当金	241
繰延税金資産	409	その他	815
その他	1,444	固定負債	2,216
貸倒引当金	△2	退職給付に係る負債	802
固定資産	22,425	繰延税金負債	876
有形固定資産	188	その他	537
工具、器具及び備品	91	負債合計	13,739
土地	5	(純資産の部)	
その他	91	株主資本	60,145
無形固定資産	404	資本金	13,672
投資その他の資産	21,832	資本剰余金	13,336
投資有価証券	19,439	利益剰余金	35,827
退職給付に係る資産	1,431	自己株式	△2,690
その他	1,305	その他の包括利益累計額	1,940
貸倒引当金	△344	その他有価証券評価差額金	1,569
資産合計	75,948	繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	189
		退職給付に係る調整累計額	182
		新株予約権	123
		純資産合計	62,208
		負債純資産合計	75,948

連結損益計算書

(自 2018年2月1日)
(至 2019年1月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	93,799
売上原価	84,874
売上総利益	8,925
販売費及び一般管理費	7,667
営業利益	1,257
営業外収益	
受取利息	110
受取配当金	123
仕入割引	6
投資事業組合運用益	60
その他	24
営業外費用	
売上割引	12
為替差損	75
支払手数料	18
その他	3
経常利益	108
特別利益	
投資有価証券売却益	145
関係会社清算益	16
特別損失	
投資有価証券評価損	104
税金等調整前当期純利益	1,532
法人税、住民税及び事業税	282
法人税等調整額	229
当期純利益	1,020
親会社株主に帰属する当期純利益	1,020

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年2月1日)
(至 2019年1月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年2月1日残高	13,672	13,336	36,287	△2,707	60,588
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,470		△1,470
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,020		1,020
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			0	0	0
新株予約権の行使			△9	18	9
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△460	17	△442
2019年1月31日残高	13,672	13,336	35,827	△2,690	60,145

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 の 証 券 有 価 値 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 累 計 額		
2018年2月1日残高	3,013	△0	430	313	59	64,404
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,470
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,020
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						0
新株予約権の行使						9
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,444	0	△240	△131	63	△1,753
連結会計年度中の変動額合計	△1,444	0	△240	△131	63	△2,195
2019年1月31日残高	1,569	△0	189	182	123	62,208

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

リョーヨーセミコン株式会社

RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.

RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED

菱洋電子（上海）有限公司

RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.

② 非連結子会社の名称

台湾菱洋電子股份有限公司

RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.

菱洋電子貿易（大連）有限公司

RYOYO ELECTRO USA, INC.

リョーヨーセキュリティサービス株式会社

RYOYO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.

③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社の数 1社

関連会社の名称

株式会社青電舎

非連結子会社又は関連会社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.の決算日は3月末日であり、連結計算書類の作成に当たっては、12月末日現在で実施した仮決算に基づく決算書類を使用しております。

その他の在外連結子会社の決算日は12月末日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の決算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。

(ロ) その他有価証券

A. 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

B. 時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

商品及び製品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ハ. デリバティブ……………時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は見積耐用年数による定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～15年

その他 2～47年

ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去……………過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 未認識数理計算上の差異……………未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……………為替予約取引
- ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針……………外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当する事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

572百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△169百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,800	—	—	26,800

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,293	0	16	2,278

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増し請求による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2018年4月26日開催の第58回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 735百万円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2018年1月31日
- ・効力発生日 2018年4月27日

ロ. 2018年8月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 735百万円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2018年7月31日
- ・効力発生日 2018年10月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの2019年4月25日開催予定の第59回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

- ・配当金の総額 735百万円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2019年1月31日
- ・効力発生日 2019年4月26日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式数	53,000株	34,000株	76,000株
新株予約権の個数	530個	340個	760個
新株予約権の残高	30,899,000円	19,652,000円	72,504,000円

(注) 第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブは、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するための為替予約取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定の上、期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握する体制とし、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握及び軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に外貨建営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握した時価を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等の支払期日は1年以内であります。また、外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されておりますが、主に外貨建営業債権とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

営業債務、未払法人税等については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループが保有する現預金で十分カバーできるものと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（（注）2参照）及び重要性が乏しいものについては、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（*1） （百万円）	時価（*1） （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	13,416	13,416	－
(2) 受取手形及び売掛金	25,585	25,585	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	－	－	－
② その他有価証券	17,625	17,625	－
(4) 支払手形及び買掛金	(10,092)	(10,092)	－
(5) 未払法人税等	(126)	(126)	－
(6) デリバティブ取引（*2）	76	76	－

（*1）負債に計上されているものについては、（）で示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,632
投資事業有限責任組合への出資	181
非上場転換社債	544
合 計	2,358

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,416	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,585	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	4,000	—	—
合 計	39,001	4,000	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,531円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 41円61銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 41円46銭 |

貸借対照表

(2019年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,635	流動負債	10,750
現金及び預金	11,279	買掛金	9,436
受取手形	3,538	未払金	282
売掛金	20,561	未払法人税等	99
営業未収入金	32	未払消費税等	222
有価証券	544	未払費用	255
商品及び製品	9,123	預り金	54
未収入金	692	賞与引当金	218
繰延税金資産	376	その他の	181
その他の	487	固定負債	2,136
貸倒引当金	△2	退職給付引当金	803
固定資産	23,853	繰延税金負債	795
有形固定資産	179	その他の	537
建物	32	負債合計	12,887
機械及び装置	57	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	84	株主資本	55,909
土地	5	資本金	13,672
無形固定資産	403	資本剰余金	13,336
ソフトウェア	300	資本準備金	13,336
ソフトウェア仮勘定	91	利益剰余金	31,591
その他の	12	利益準備金	1,290
投資その他の資産	23,269	その他利益剰余金	30,300
投資有価証券	18,401	別途積立金	30,000
関係会社株式	2,780	繰越利益剰余金	300
長期貸付金	15	自己株式	△2,690
前払年費用	1,176	評価・換算差額等	1,568
差入保証金	253	その他有価証券評価差額金	1,569
その他の	979	繰延ヘッジ損益	△0
貸倒引当金	△336	新株予約権	123
資産合計	70,488	純資産合計	57,601
		負債純資産合計	70,488

損 益 計 算 書

(自 2018年 2月 1日)
(至 2019年 1月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		85,016
売 上 原 価		76,983
売 上 総 利 益		8,032
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,955
営 業 利 益		1,077
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
有 価 証 券 利 息	35	
受 取 配 当 金	123	
仕 入 割 引	6	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	60	
そ の 他	28	261
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	64	
そ の 他	33	98
経 常 利 益		1,241
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	145	
関 係 会 社 清 算 益	16	162
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	104	104
税 引 前 当 期 純 利 益		1,299
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	237	
法 人 税 等 調 整 額	234	472
当 期 純 利 益		827

株主資本等変動計算書

(自 2018年2月1日)
(至 2019年1月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
			別途積立金	繰越利益金				
2018年2月1日残高	13,672	13,336	1,290	30,000	953	△2,707	56,545	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,470		△1,470	
当期純利益					827		827	
自己株式の取得						△1	△1	
自己株式の処分					0	0	0	
新株予約権の行使					△9	18	9	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△653	17	△635	
2019年1月31日残高	13,672	13,336	1,290	30,000	300	△2,690	55,909	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
2018年2月1日残高	3,013	△0	59	59,618
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,470
当期純利益				827
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
新株予約権の行使				9
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△1,444	0	63	△1,381
事業年度中の変動額合計	△1,444	0	63	△2,016
2019年1月31日残高	1,569	△0	123	57,601

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券

イ. 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ. 時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。
（リース資産を除く）
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については定額法を採用しております。
建物 8～47年 機械及び装置 2～10年
工具、器具及び備品 4～15年
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
- ③ リース資産 ………………所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。
- また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約取引
ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……………外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当する事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 502百万円

(2) 保証債務

①次の子会社について、取引先からの仕入債務に対する保証を行っております。

保 証 先	金 額
リョーヨーセミコン株式会社	43百万円

②次の子会社について、金融機関からの出資に対する保証を行っております。

保 証 先	金 額
RYOYO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	10百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,726百万円
長期金銭債権	11百万円
短期金銭債務	1,807百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	8,456百万円
仕入高	10,113百万円
販売費及び一般管理費	222百万円
営業取引以外の取引高	16百万円

(2) 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△188百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,293	0	16	2,278

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増し請求による減少分であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品及び製品	358百万円
貸倒引当金	103百万円
賞与引当金	66百万円
投資有価証券	47百万円
新株予約権	37百万円
未払事業税	25百万円
長期未払金	21百万円
無形固定資産	11百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	706百万円
評価性引当額	△309百万円
繰延税金資産合計	397百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△705百万円
その他	△110百万円
繰延税金負債合計	△816百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△418百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.61%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.54%
住民税等均等割額	1.35%
評価性引当額	4.61%
法人税等特別控除	△1.73%
その他	0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.34%

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員等 兼任	事業 上の 関係				
子会社	R Y O Y O E L E C T R O H O N G K O N G L I M I T E D	30,300千 ホンゴンドル	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100	1名	当社が販売 する商品の相互 に供給	商品の販売	3,475	売掛金	1,067
子会社	リョーヨーセ ミコン株式会 社	100百万円	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100	3名	当社が販売 する商品の相互 に供給	商品の仕入	9,346	買掛金	1,505

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売価格及び仕入価格については、市場実勢を勘案して子会社と協議のうえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,344円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円73銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 33円61銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年3月7日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 高 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の2018年2月1日から2019年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菱洋エレクトロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年3月7日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 高 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の2018年2月1日から2019年1月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年2月1日から2019年1月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年3月11日

菱洋エレクトロ株式会社 監査役会

常勤監査役	堀 切	豊	Ⓜ
社外監査役	木 村	良 二	Ⓜ
社外監査役	野辺地	勉	Ⓜ
社外監査役	秋 山	和 美	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第59期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な配当を基本とし、当期の業績並びに今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
1株につき金30円
なお、この場合の配当総額は735,642,270円となります。
(これにより、中間配当を含めました当期の年間配当額は1株につき金60円となります。)
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年4月26日

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況 (2018年度)
1	小川 賢八郎	再任	代表取締役会長	12/12回 100%
2	中村 守孝	再任	代表取締役社長	10/10回 100%
3	脇 清	再任	取締役常務執行役員	12/12回 100%
4	田辺 正昭	再任	取締役上席執行役員	12/12回 100%
5	玉越 義紹	再任	取締役上席執行役員	12/12回 100%
6	岡崎 靖	新任	上席執行役員	—
7	安田 誠樹	新任	上席執行役員	—
8	早川 吉春	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 100%
9	白石 真澄	新任 社外 独立	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おがわ けんはちろう 小川 賢八郎 (1945年1月8日生)</p>	<p>1963年 9月 当社入社</p> <p>1982年 5月 経理部長</p> <p>1984年 4月 取締役経理部長、事務管理部長</p> <p>1989年 4月 常務取締役管理本部長、総務人事本部管掌</p> <p>1995年 7月 専務取締役システム情報機器営業本部・情報システム部担当</p> <p>1999年 4月 代表取締役専務取締役システム情報機器営業統括、電子営業統括</p> <p>2006年 4月 代表取締役副社長システム情報機器営業統括</p> <p>2006年 8月 代表取締役副社長営業・技術部門統括、システム情報機器営業統括</p> <p>2008年 4月 代表取締役社長</p> <p>2013年 4月 代表取締役会長 (現任)</p>	85,816株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社における豊富な業務経験を有し、取締役として長年にわたり当社の経営に携わり、エレクトロニクス商社の経営全般に関する幅広い知見並びに強いリーダーシップを有しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	<div data-bbox="288 374 364 409" style="background-color: #cccccc; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>なか むら もり たか</small> 中村守孝 (1959年9月7日生)	1984年4月 株式会社伊勢丹（現株式会社三越伊勢丹）入社 2011年4月 株式会社三越伊勢丹取締役執行役員経営企画部長 2012年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス執行役員人事部長 2016年4月 同社常務執行役員情報戦略本部長 2017年5月 当社入社 特別顧問 2017年8月 専務執行役員経営改革推進担当 2017年12月 専務執行役員営業・技術・海外営業管掌、経営改革推進担当 2018年3月 専務執行役員営業・技術・海外営業管掌、営業統括本部長、経営改革推進担当 2018年4月 代表取締役社長（現任）	2,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>前職において、経営企画・営業企画・人事・情報戦略業務に従事し、また、取締役として経営に参画し培われた豊富な経験・知識・人脈を有しております。当社代表取締役社長就任後もそれらの経験等を活かし、強いリーダーシップをもって経営改革を進めております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	<div data-bbox="288 420 364 455" style="background-color: #cccccc; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> わき 清 <small>きよし</small> (1959年10月22日生)	1983年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2011年11月 当社出向 経営戦略室長 2012年 2月 執行役員経営戦略室長、海外営業本部副本部長 2012年 4月 当社入社 2012年11月 執行役員海外営業本部長 2014年 2月 上席執行役員海外営業本部長 2014年10月 米国公認会計士登録 2015年 2月 上席執行役員管理本部長、海外営業本部長、CSR部統括 2015年11月 上席執行役員管理本部長、CSR部統括 2016年 5月 取締役上席執行役員経営戦略室管掌、管理本部長、CSR部管掌 2019年 2月 取締役常務執行役員経営戦略室管掌、管理本部管掌（現任）	8,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>金融機関在職時における国内外での経験及び実績に加え、当社入社以来、経営戦略室、海外営業本部、管理本部においてマネジメントを経験し、経理・財務に関する高い専門知識と幅広い知見を有しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	<div style="text-align: center;"> 再任 た なべ まさ あき 田 辺 正 昭 (1959年10月18日生) </div>	1980年4月 当社入社 2003年8月 システム情報機器営業統括営業業務部長 2009年6月 システム情報機器営業第一本部長 2011年2月 執行役員システム情報機器営業第一本部長 2014年2月 上席執行役員システム情報機器営業第一本部長 2015年4月 取締役上席執行役員システム情報機器営業第一本部長、グローバル事業推進室長 2016年2月 取締役上席執行役員システム情報機器営業第一本部管掌、システム情報機器営業第二本部管掌、新規事業本部長、グローバル事業推進室長 2018年3月 取締役上席執行役員ICT第一事業本部管掌、ICT第二事業本部管掌 2019年2月 取締役上席執行役員東日本ブロック管掌、西日本ブロック管掌(現任)	5,800株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたりICT・ソリューション事業におけるマネジメントを経験し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たま こし よし つぐ 玉 越 義 紹 (1959年6月27日生)</p>	<p>1982年4月 三菱電機株式会社入社</p> <p>2010年4月 同社半導体・デバイス第一事業部長</p> <p>2014年4月 同社半導体・デバイス第二事業部長</p> <p>2016年4月 当社入社 上席執行役員国内半導体営業統括、 半導体営業第二本部長、東日本ブ ロック長</p> <p>2017年2月 上席執行役員国内半導体営業統括、 東日本ブロック統括、半導体・デバ イス営業本部長</p> <p>2017年4月 取締役上席執行役員国内半導体営業 管掌、東日本ブロック管掌、半導体・ デバイス営業本部長</p> <p>2017年11月 取締役上席執行役員半導体・デバ イス営業管掌、東日本ブロック管掌、 半導体・デバイス営業本部長</p> <p>2018年3月 取締役上席執行役員半導体・デバ イス事業本部管掌、半導体・デバ イス事業本部長</p> <p>2019年2月 取締役上席執行役員半導体・デバ イス事業本部管掌(現任)</p>	2,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたり三菱電機株式会社において半導体・デバイス事業を経験し、当社入社後も同事業における責任者としてマネジメントに携わり、同事業における豊富な経験と幅広い知見を有しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	<p>新任</p> <p>おか ぎま やすし 岡 崎 靖 (1958年9月14日生)</p>	<p>1981年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>1999年6月 米国三井物産株式会社 Vice President</p> <p>2009年4月 三井物産株式会社インターネット事業部部長</p> <p>2016年12月 同社内部監査部第3監査室長検査役</p> <p>2018年6月 当社入社 上席執行役員IoT事業本部管掌</p> <p>2019年2月 上席執行役員ソリューション事業本部管掌(現任)</p>	395株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>前職において、ITを中心とした国内外のビジネス現場や内部監査部門など幅広い分野における豊富な経験と知見を有し、当社入社後もそれらの経験等を活かし、IoT、ソリューション事業を管掌しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、新たに当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
7	<p>新任</p> <p>やす だ せい じゅ 安 田 誠 樹 (1961年12月3日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2006年8月 名古屋支店営業第二部長</p> <p>2009年6月 システム情報機器営業第二本部営業第三部長</p> <p>2013年8月 システム情報機器営業第二本部副本部長</p> <p>2016年2月 システム情報機器営業第二本部長</p> <p>2017年2月 執行役員ICT営業第二本部長</p> <p>2019年2月 上席執行役員ソリューション事業本部副管掌(現任)</p>	126株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社が取り扱う半導体・デバイス、ICT・ソリューションそれぞれの事業分野を幅広く経験するとともに、本社・拠点における様々な立場での経験も有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、新たに当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </p> <p style="text-align: center;"> <small>はや</small> <small>かわ</small> <small>よし</small> <small>はる</small> 早川吉春 (1948年2月23日生) </p>	<p>1973年8月 公認会計士登録</p> <p>1985年4月 中央コーパス・アンド・ライブラ ンドコンサルティング株式会社代表 取締役</p> <p>1992年1月 中央監査法人業務本部担当 代表社 員</p> <p>1997年11月 霞エンパワーメント研究所代表 (現 任)</p> <p>2007年6月 三井不動産株式会社社外取締役</p> <p>2012年6月 株式会社カカコム社外取締役 (現 任)</p> <p>2013年4月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2014年6月 株式会社サンリオ社外取締役</p> <p>(重要な兼職の状況) 霞エンパワーメント研究所代表 株式会社カカコム社外取締役</p>	—
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>公認会計士としての専門知識や経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知見を有しております。以上により、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
9	<p>新任 社外 独立</p> <p>しら いし ま すみ 白石真澄 (1958年11月6日生)</p>	<p>1989年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所入社 2001年4月 同社主任研究員 2006年4月 東洋大学経済学部社会経済システム 学科教授 2007年4月 関西大学政策創造学部教授(現任) 2013年6月 旭化成株式会社社外取締役(現任) 2014年6月 中日本高速道路株式会社社外監査役 (現任) 2015年6月 新関西国際空港株式会社社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 関西大学政策創造学部教授 旭化成株式会社社外取締役 中日本高速道路株式会社社外監査役 新関西国際空港株式会社社外監査役</p>	—
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験に基づき、経済・社会に対する幅広い見識を有しております。以上により、当社の企業価値向上を実現させるために多角的な視点で助言ができる人材であると判断したため、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 早川吉春氏及び白石真澄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 早川吉春氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、定款第27条の規定に基づき、早川吉春氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、当社は、白石真澄氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役が当社の社外取締役としてその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、8百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当社はその損害賠償責任を超える部分を免責する。
5. 当社は早川吉春氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
また、白石真澄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は社外役員（社外取締役、社外監査役）候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を規定しております。
現在の社外役員の選任基準は、次のいずれの項目にも該当しないことを要件とします。
- ①当社グループの取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
 - ②直近5年以内に当社グループの主要取引先（※1）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
 - ③当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
 - ④直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者（※2）
 - ⑤直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
 - ⑥取締役の相互派遣関係にある者
 - ⑦その他当社グループと重要な利害関係にある者
- ※1. 当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。
- ※2. 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指します。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は、2008年4月25日開催の第48回定時株主総会において、年額280百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と、また、これとは別枠で、2012年4月26日開催の第52回定時株主総会において、ストック・オプションのための報酬額として年額100百万円以内とご承認いただいております。

今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

本議案に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定することといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年100千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の

設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後をもって、対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座五丁目15番8号
 時事通信ホール（時事通信ビル2階）
 電話 03-3546-6606



<交通のご案内>

- | | | |
|---------------------|------------|-------|
| ・東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 | 東銀座駅 6番出口 | 徒歩1分 |
| ・都営地下鉄大江戸線 | 築地市場駅 A3出口 | 徒歩6分 |
| ・東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 | 銀座駅 A5出口 | 徒歩7分 |
| ・JR山手線・京浜東北線 | 有楽町駅 中央口 | 徒歩13分 |

<お願い>

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。